

伊 勢 市 公 報

第 304 号
平成 30 年 7 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市高向小俣線新宮川橋（仮称）橋梁予備設計及び河川影響検討業務受託者選定委員会規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務の委託について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務の委託について	15
教育委員会告示	
○ 教育長の職務代理について	16
○ 教育長職務代理者が行う職務の委任について	17
公 告	
○ パブリックコメントの結果公表について	18
○ 印鑑登録の職権抹消について	19
○ パブリックコメントの実施について	20
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	23

伊勢市高向小俣線新宮川橋（仮称）橋梁予備設計及び河川影響検討業務

受託者選定委員会規則をここに公布する。

平成 30 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市高向小俣線新宮川橋（仮称）橋梁予備設計及び河川影響検討
業務受託者選定委員会規則

（設置）

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、高向小俣線新宮川橋（仮称）橋梁予備設計及び河川影響検討業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市高向小俣線新宮川橋（仮称）橋梁予備設計及び河川影響検討業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（委員長及び副委員長）

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 選定委員会の庶務は、都市整備部基盤整備課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 6 月 21 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 松田 丈輔

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務委任規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 6 月 21 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 松田 丈輔

伊勢市教育委員会規則第 8 号

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会公印規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 11 号）
の一部を次のように改正する。

別表教育長職務代理者印の項の次に次のように加える。

部 長 印	事 務 部 長 育 委 員 会 伊 勢 市 教 育 委 員 会	れい書	方 23	事務部長名の 文書	同	1
	教 育 部 長 委 員 会 学 校 伊 勢 市 教 育 委 員 会	れい書	方 23	学校教育部長 名の文書	同	1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 98 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 30 年 6 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 30 年 6 月 25 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 99 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
浦口自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 30 年 6 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	安 藝 博
	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 4 号
変更後	橋 爪 正 明
	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 7 号

伊勢市告示第 100 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市本町 16 番 2 号

公益社団法人 伊勢市観光協会

会長 濱田 典保

2 委託期間

平成 30 年 7 月 7 日から平成 30 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 101 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
辻久留台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 30 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域

変更前

伊勢市辻久留町 542 番地 2 から 570 番地 16 までの区域

変更後

伊勢市辻久留町 542 番地 2 から 572 番地 22 までの区域

2 事務所

変更前

伊勢市辻久留町 545 番地 155 辻久留台会館

変更後

伊勢市辻久留町 545 番地 180 辻久留台会館

伊勢市告示第 102 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
辻久留町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 30 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域

変更前

本会の区域は、伊勢市辻久留 1 丁目から 3 丁目まで、辻久留町 537
番地 1 から 537 番地 3 まで、中島 2 丁目 5 番 5 号から 5 番 10 号まで、
29 番 2 号から 29 番 15 号まで、二俣 1 丁目 12 番 11 号、二俣 4 丁目 6
番 92 号から 7 番 51 号まで、二俣町字矢畑、浦口町 805 番地 1 から 805
番地 11 までの区域とする。

変更後

区域は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市辻久留 1 丁目 (中島 2 丁目 5 番 5 号から 10 号まで、二俣
1 丁目 12 番 11 号を含む。)
- (2) 伊勢市辻久留 2 丁目 (中島 2 丁目 29 番 2 号から 15 号を含む。)
- (3) 伊勢市辻久留 3 丁目 (辻久留町 537 番 1 号から 3 号まで、二俣
4 丁目 6 番 92 号から 7 番 51 号を含む。)
- (4) 伊勢市二俣町矢畑

(5) 伊勢市浦口町 805 番地 1 号から 11 号

【上記 (4) から (5) を宮川郷と称する。】

伊勢市告示第 103 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

津市西古河町 4 番 12 号

株式会社 ジャパンスポーツ運営

代表取締役 西田 憲治

2 委託期間

平成 30 年 7 月 7 日から平成 30 年 8 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定により、伊勢市教育長の職務を代理する者及びその期間を次のとおり告示する。

平成30年6月20日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

- 1 教育長の職務を代理する者
伊勢市教育長職務代理者
教育委員会委員 松田 丈輔

- 2 教育長の職務を代理する期間
平成30年6月21日から当分の間

伊勢市教育委員会告示第 10 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 25 条第 4 項及び教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則(平成 28 年伊勢市教育委員会規則第 2 号)の規定により、教育長職務代理者が行う職務のうち、伊勢市教育委員会の会議その他伊勢市教育委員会の議事の運営に関する事務及び伊勢市教育委員会公告式規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 5 号)に規定する公布等の事務を除き、伊勢市教育委員会事務局の事務部長に委任します。

平成 30 年 6 月 21 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 松田 丈輔

1 職務の委任を受ける者

伊勢市教育委員会事務局

事務部長 大西 要一

2 職務の委任を受ける期間

平成 30 年 6 月 21 日から当分の間

伊勢市公告第 55 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 30 年 6 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成 30 年 3 月 28 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 56 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 抹消年月日
平成 30 年 5 月 21 日
- 2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	登録番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 57 号

伊勢市施設類型別計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市施設類型別計画（案）を公表します。

なお、伊勢市施設類型別計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 30 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市施設類型別計画（案）

案を省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局情報調査室
- (2) 総務部総務課
- (3) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御園総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所

- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 30 年 6 月 20 日（水）

至 平成 30 年 7 月 20 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、「伊勢市施設類型別計画（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局情報調査室に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局情報調査室 御菌総合支所 3階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221番地 伊勢市役所 情報調査室

ファクシミリ 0596-28-2404

電子メール johocyouusa@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成30年7月20日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局情報調査室 電話 0596-21-5548

伊勢市消防本部公告第1号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成30年6月29日

伊勢市消防長 坂口典生

- 1 指定催しの会場
伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）
- 2 指定催しの名称
第66回伊勢神宮奉納全国花火大会
- 3 主催者
伊勢神宮奉納全国花火大会委員会
会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。